

令和3年度 第8回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 第1会議室

3. 出席委員 (15人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正 亮
委員	5番	永 吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市來 真吾
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員 (2人)

委員	10番	榮 米子
委員	17番	田畑 則仁

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 大樹、主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第8回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は榮委員、田畑委員から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会は成立します。</p> <p>それでは、先間会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>昨日の地区別研修会は、お疲れさまでした。会務報告します。</p> <p>11/9 両町糖業振興会役員会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、15番沖委員、16番芦村委員を指名いたします。</p> <p>本日の会議書記には事務局職員の森田氏、南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 住吉字大戸〇〇 421㎡を含む計7筆 9,171㎡、〇〇さんから相続により住吉〇〇さん、平成20年12月10日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 住吉字志喜屋武当〇〇 1,893㎡を含む計4筆 8,744㎡、〇〇さんから相続により住吉〇〇さん、平成20年12月10日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告第12号に対して、ご意見、ご質問はございますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第12号は終わります。</p> <p>次に、報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 田皆字阿蘭口〇〇 2,372㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和3年11月10日、引き渡し日が令和3年11月11日、自作のための合意解約です。</p> <p>2番 芦清良字上水窪〇〇1,480㎡を含む計3筆 3,857㎡、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和3年11月30日、引き渡し日が令和3年12月1日、合意解約です。</p> <p>以上です。</p>
議長	報告第13号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、次の議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>【議案第26号について朗読】</p> <p>議案第26号は、売買3件となっています。</p> <p>1番 知名字知美留窪〇〇8,639㎡を含む計19筆55,440㎡ 売買。譲渡人 余多〇〇さん、譲受人 余多〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 屋子母字平俣〇〇528㎡を含む計5筆 4,018㎡ 売買。譲渡人 鹿児島県南九州市〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 屋子母字渡次〇〇2,182㎡ 売買。譲渡人 鹿児島県南九州市〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番は広域になりますが、各地区担当委員からお願いします。</p>
13番委員	1番 譲受人は、バレイショを大規模に作っており、機械も全て揃っております。
3番委員	該当する畑には、バレイショが植え付けされてあります。
1番委員	地区の該当する4筆は、バレイショを植える準備の状態でした。
15番委員	2筆共にバレイショが植えてありました。

1 2 番委員	該当する畑は、バレイショの植え付けが完了していました。
2 番委員	2 番、3 番 説明します。 2 番、3 番の譲渡人は親子で、譲受人とはそれぞれ知人です。譲受人は、サトウキビ、バレイショを作っており、機械については親と一緒に農業をしておりますので、問題ないと思います。
議長	ただ今、事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありませんか。
	(なしの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第 2 6 号は許可決定といたします。 次、議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>【議案第 27-1 号について朗読】</p> <p>申請人 上平川〇〇さん、譲渡人 上平川〇〇さん、土地の表示 知名町上平川字袋〇〇 201.00㎡、事業計画は農業用倉庫です。施設の概要は、農業用倉庫 95.00㎡です。必要経費として、土地造成費〇〇円、建築費〇〇万円、全て自己資金です。</p> <p>不許可の例外である農業用施設等地域の農業の振興に資する施設に供する場合に該当すると思います。</p> <p>【議案第 27-2 号について朗読】</p> <p>申請人 知名町知名〇〇、譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、土地の表示 知名町知名字湊之俣〇〇 畑 2,337㎡、事業計画は役場庁舎、駐車場、バスエリア、通路、緑地ほかです。施設の概要は、役場庁舎 1,559.67㎡、駐車場 2,412.00㎡、その他(バスエリア、通路、緑地等) 9,506.99㎡、計 13,478.66㎡、所要面積 役場庁舎 1,559.67㎡、駐車場 3,475.34㎡、その他(バスエリア、通路、緑地等) 9,506.99㎡、計 14,542.00㎡です。必要経費として、取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇万円、その他〇〇円、資金調達計画は、自己資金〇〇円、融資〇〇円、補助金〇〇円、その他〇〇円です。</p> <p>不許可の例外である公益性の高いと認められる事業、地方公共団体が設置する庁舎に該当すると思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただ今の件で、地区担当委員から補足説明をお願いします。
14番委員	申請人と譲渡人は姉妹です。申請人は、兼業農家でバレイショ、サトウキビを作っております。該当地は、狭小な上に雨水が道路から流入する条件不利地でもあり、農業用倉庫を建設したいとのことです。
議長	ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第27号-1号、議案第27号-2号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第27号-1号、議案第27号-2号については、承認とします。
議長	次、議案28号 知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第28号知名町地区農用地利用集積計画、説明します。</p> <p>【議案第28号について朗読】</p> <p>利用権設定8件です。</p> <p>1番1～10 屋子母字イント〇〇 879㎡を含む計10筆 11,874㎡ 賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>2番1～9 田皆字儒地〇〇 1,271㎡を含む計9筆 16,330㎡ 賃貸借 5年間の再設定です。</p> <p>3番1～19 田皆字埜勢〇〇 4,027㎡を含む計19筆 29,293㎡ 賃貸借 10年間の再設定です。</p> <p>4番1～2 田皆字前当〇〇 2,287㎡を含む計2筆 13,233㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>5番1～4 赤嶺字興ムン者原〇〇 704㎡を含む計4筆 4,874㎡ 使用貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>6番1 余多字川切〇〇 2,578㎡ 賃貸借 2年間の再設定です。</p> <p>7番1～4 下平川字平成〇〇 1,455㎡を含む計4筆 6,230㎡ 使用貸借 20年間の新規設定です。</p> <p>8番1～2 屋者字セキナハ〇〇 300㎡を含む計2筆 391㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p>

	<p>次の所有権移転、説明します。</p> <p>1 番 田皆字ツブラ俣〇〇 3,531㎡ 農地売買等事業により、東京都小平市〇〇さんから鹿児島市〇〇へ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっております。</p> <p>続いて、中間管理事業による利用権設定について、説明します。 屋者字高アタ子〇〇 3,357㎡、耕作者変更による残期間の2年1か月間、配分予定者は芦清良〇〇さん、認定新規就農者です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
3 番委員	1 番 貸人と借人は、知人です。借人は、主にサトウキビを作っており、機械類は親のものを使用するとのことでした。
9 番委員	2 番 貸人と借人は、親子です。借人はサトウキビ専作農家でハーベスターも所有しております。畑は、すべてサトウキビが植えてありました。
8 番委員	3 番 貸人と借人は、知人です。借人は、昨年までは葉タバコを作っていましたが廃作し、サトウキビとバレイショを作っており、機械類も揃っております。 4 番 貸人と借人は、知人です。借人はサトウキビ専作農家でハーベスターも所有しており、機械類は揃っております。
1 2 番委員	5 番 貸人と借人は、兄弟です。借人はサトウキビ、バレイショを作っており、機械類は揃っております。
1 3 番委員	6 番 貸人と借人は知人で、期間満了による再設定です。借人は、バレイショ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。
1 5 番委員	7 番 貸人と借人は、親子です。借人はグラジオラス、バレイショ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。現地は、バレイショ、サトウキビが植えてありました。 8 番 貸人と借人は知人です。借人は兼業農家で、バレイショ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ございますか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第28号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)

議長	全員賛成ですので、議案第28号 知名町地区農用地利用集積計画は決定とします。 以上をもちまして、本日の議題事項は終了いたしました。 その他について事務局お願いします。
事務局	次回総会は、12月17日(金)午後1時30分からの予定です。 以上です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年11月25日

議長 先間 秀明

署名委員 沖 道人

署名委員 芦村 利広